

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	蓬田村

# 蓬田村鳥獣被害防止計画

令和4年1月14日作成

## <連絡先>

担当部署名 蓬田村産業振興課  
所在地 東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越1番地3  
電話番号 0174-27-2111 (代表)  
FAX番号 0174-27-3255  
メールアドレス yomogitamura@vill.yomogita.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	青森県蓬田村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	野菜（長ネギ、ジャガイモ、タマネギ、トマト他）	182.1 千円、3.3a
ニホンジカ	—	—
イノシシ	—	—
アライグマ	—	—
ハクビシン	—	—
合計	野菜（長ネギ、ジャガイモ、タマネギ、トマト他）	182.1 千円、3.3a

※ 現状値（令和3年度）は令和3年11月末時点の数値であるが、12月以降は農作物がほとんどない時期であるため、年間の値とみなしている。

(2) 被害の傾向

①ニホンザル

村内の主に北部を中心にニホンザルによる農作物被害が出ている。

その範囲は徐々に広がりを見せ、村特産品の桃太郎トマトの栽培が盛んな南部の地域でも目撃情報が寄せられている。特に令和3年度は、これまで被害がほぼなかった阿弥陀川地域から中沢地域にかけて他地区で活動していた群れが急遽出没するようになった。これまで被害がほぼなかったことから、協議会によるわなの設置や追い払い、被害農家の被害防止対策（漁網や柵の設置等）等の対応が間に合わず、販売野菜への被害が急増した。

被害の時期は、生育期から収穫期までの5月から7月を中心に農作物への被害が報告されている。特に夏場前の生育期を迎えた農作物被害が多発している。目撃情報は、春から秋まで常にあり、地区によっては冬期の目撃情報もあるため通年を通して目撃情報が寄せられている。

なお、被害報告のあった圃場等については現地確認及び農家などからの聞き取り調査を行っているが、その他に関しては把握できていない。

ニホンザルの生息域が毎年変化するなど様々な要因も重なり、作付しない農家や通報することもあきらめてしまう農家も増加している。そのため被害場所が毎年変化し、わななどの捕獲用機材の設置場所の特定も困難を極めている。

引き続き人慣れしたニホンザルが農作業の従事者に対しての威嚇行動や民家敷地内への侵入など被害が多く、高齢者や子どもを含めた人的被害発生の危険性も

懸念される状況である。

②ニホンジカ

農林業被害の実態は確認できていないが、平成27年度に村内で目撃情報があることから、今後、農林業被害が懸念される。

③イノシシ

農林業被害の実態は確認できていないが、県内で目撃情報があることから、今後、農林業被害が懸念される。

④アライグマ

農作物被害の実態は確認できていないが、平成30年度末に成獣が捕獲されたことから、今後家屋及び農作物被害が懸念される。

⑤ハクビシン

農作物被害の実態は確認できていないが、近隣市町村において捕獲されたことから、今後農作物被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和6年度)
ニホンザル	被害金額	182.1 千円	127.0 千円
	被害面積	3.3 a	2.3 a
ニホンジカ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
イノシシ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
アライグマ	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
ハクビシン	被害金額	—	—
	被害面積	—	—
合計	被害金額	182.1 千円	127.0 千円
	被害面積	3.3 a	2.3 a

※ 現状値（令和3年度）は令和3年11月末時点の数値であるが、12月以降は農作物がほとんどない時期であるため、年間の値とみなしている。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	被害発生時に青森県猟友会東青支部に依頼し、有害鳥獣の捕獲等を実施している。 テレメトリ発信器及びわなを購入	猟友会に委託しているが、会員の高齢化と若年層からの入会が進まないことなどにより、担い手の育成が難しい状況にある。

	<p>入し、蓬田村鳥獣被害対策実施隊を主体とした巡回や追い払いを行い有害鳥獣の捕獲を実施している。</p>	<p>テレメトリ発信器を活用し、行動域を明らかにした上で、捕獲業務を進めているが、わなの存在を認識したニホンザルが群れにいる事でなかなか捕獲にまでたどりつかない。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>ニホンザルについては、被害者個人によるロケット花火や防護柵（木材や鉄パイプ等使用）・漁網等の設置で対応している。</p> <p>蓬田村鳥獣被害対策実施隊を主体とした農地の巡回をしている。（実施時期は5月から10月まで）主に播種期から収穫期にあたる農作物を被害から守るために行っている。</p>	<p>農業者個人での対応（防護柵や漁網の設置等）では、設置方法が万全ではない等の理由で期待するほどの効果が上がっていない。一時的な効果があったとしても慣れられてしまうと効果が薄くなってしまふ。そのため、営農自体をあきらめてしまふ農業者もいる。</p> <p>ニホンザルによる農作物被害は、時期が生育期から収穫期まで絶えずあり、被害に遭う農作物の種類も幅が広いため、巡回しきれない部分もある。また、被害の地域も拡大したため、行動域の把握と絡めた計画的な巡回が必要になる。</p>

#### （5）今後の取組方針

農林業被害は、被害農家からの直接の情報並びに実施隊主体の農地の巡回で得た情報を基に被害状況を調査する。

また、ニホンザルについては、テレメトリ発信器等を活用して鳥獣の生態や生息状況、行動域等を詳細に把握する。これを踏まえ、わなの増設や追い払い効果の高い機材の使用を農家に指導するとともに、実施隊員との連携を密にして、有害鳥獣捕獲対策への取り組みを強化していく。特に猟友会を主体とした実施隊員には、村の状況を理解してもらい、できるだけ迅速な対応を求めるとともに各種研修を受講・開催し、技術の向上と若手の育成を図る。

現在、農家が実施している防護柵等についても実施隊の巡回時等に効果の上がる方法で改善、指導していく。

そのほか、人間とニホンザルの棲み分けを進めていく上で、必要となる藪の刈り払いや雑木等の伐採を推進し、ニホンザルを含む鳥獣全般が出没しにくい集落環境づくりを目指す。

ニホンジカ、イノシシについては、目撃や農作物被害等の情報収集に努めるとともに、村内に侵入が確認された場合には、予察捕獲を含めた積極的な有害鳥獣捕獲を実施する。

アライグマについては、平成30年度末に捕獲されてから、周辺において痕跡・

目撃・被害情報等ないが引き続き情報収集に努め、情報等があった場合は、捕獲された箇所を中心にわなを設置し捕獲を目指す。  
 ハクビシンについては、情報収集に努め、目撃情報等があった場合は、目撃された地点を中心にわなを設置し捕獲を目指す。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

村は、生産者からの農林業被害等の報告を受けて、村が設置した「鳥獣被害防止対策実施隊」を派遣し、被害状況の把握や追い払い活動等を行うほか、必要に応じてわなや銃器による捕獲活動を実施する。  
 別紙「有害鳥獣捕獲等フロー」参照。  
 ニホンザル、ニホンジカ、イノシシからの農林業被害を防止するためわなやライフル銃以外の猟銃を使用した有害鳥獣捕獲を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する必要がある。  
 また、アライグマ、ハクビシンに関しては原則わなでの捕獲とする。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4年度 ～ 6年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ アライグマ ハクビシン	被害地域の農家に対して、捕獲が安全かつ効果的に運ぶよう蓬田村鳥獣被害防止対策協議会による研修会等を開催し、普及啓発を行う。 また、捕獲する人材の育成とともに、捕獲用わなも計画的に増設していく。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」及び「蓬田村アライグマ防除実施計画」に基づき、適正な捕獲を実施していく。</p> <p>①ニホンザル</p> <p>近年、食害等が増加傾向にあり、関係機関の調査結果や実施隊等の巡回活動の結果を総合的に勘案すると、外ヶ浜町と本村を行動域とするニホンザル群は2群で、1群あたり約30頭前後の計60頭と判断される。また、本村内の瀬辺地地区を中心に生息している1群約20頭を含め80頭前後のニホンザルが確認されている。よって有害捕獲を実施する場合は、繁殖率等を勘案して、年間当たり10頭程度を上限に捕獲し、3年間で30頭程度を目標に捕獲駆除を実施する。令和2年度は5頭、令和元年度は8頭、平成30年度は13頭捕獲した。</p> <p>なお、今後、被害防止対策の効率的な運用と鳥獣保護の適正を期するため、最も基本となる直近の生息数調査を独自に実施する方向で検討し、その結果次第では、捕獲数の増減も適宜調整していくものとする。</p>

②ニホンジカ、イノシシ

現状で捕獲実績はなく、村内に侵入が確認された場合には、予察捕獲を含め可能な限り捕獲する。

③アライグマ

平成30年度末に成獣1頭が捕獲され、村内に生息していることが判明した。その後アライグマ防除実施計画を策定し、情報が入り次第対応できるようにしている。今後も捕獲された箇所を中心に情報等が入り次第継続してわなを設置し、生息域や頭数等調査しながら可能な限り捕獲する。

外来生物法に基づく防除実施計画策定（令和3年2月17日更新）

④ハクビシン

今後、目撃情報等が入り次第、目撃地点を中心にわなを設置し、生息域や頭数等調査しながら可能な限り捕獲する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニホンザル	10頭	10頭	10頭
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲

捕獲等の取組内容

①ニホンザル

有害鳥獣捕獲の中で最も効果が期待できる銃器及びわな等による捕獲を行う。また、銃器での空砲及び鳥獣被害対策実施隊によるロケット花火や電動ガン等による追い払い・追い上げ活動を実施する。

②ニホンジカ、イノシシ

これまで農林業被害の報告がなく、捕獲実績はないが、指定管理鳥獣であることから目撃情報の収集に努め、目撃があった場合には、予察捕獲も含めて積極的に捕獲する。

③アライグマ

これまで農作物被害の報告はなかったが、平成30年度に捕獲実績があり、防除実施計画を策定したことから、情報等が入り次第捕獲実績のある箇所を中心にわな設置・捕獲を進め継続的な対策に取り組む。

④ハクビシン

今後、目撃情報等が入り次第、目撃地点を中心にわなを設置し、生息域や頭数等調査しながら可能な限り捕獲する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ニホンザル、ニホンジカ、イノシシの農作物被害の防止はわなやライフル銃以外の猟銃を使用した有害鳥獣捕獲を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
蓬田村	なし（権限移譲済み）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4年度 ～ 6年度	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落単位で農家に対するニホンザルの生態などの講習会を開催して人材を育成し、ニホンザルの被害に強い集落づくりへの取り組みを行う。</li> <li>・ ニホンザルの隠れ場所となる藪の刈り払い等により、ニホンザルを寄せ付けない集落環境づくりを推進する。</li> <li>・ 被害防止のための集落環境づくりを実施するため、広報誌等による地域住民への啓発活動を行う。</li> <li>・ テレメトリ発信器を活用したニホンザルの生息調査を行い、より正確な生息数及び遊動域等の実態調査を行う。</li> <li>・ 農作物の被害軽減に実績のあった他市町村の取り組みを被害防止に関心の高い住民とともに研修し、被害軽減に向けた意識の高揚を図る。</li> </ul>
	ニホンジカ イノシシ アライグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村民へのニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシンによる農産物被害等に関する啓発活動</li> <li>・ 目撃情報の収集</li> </ul>

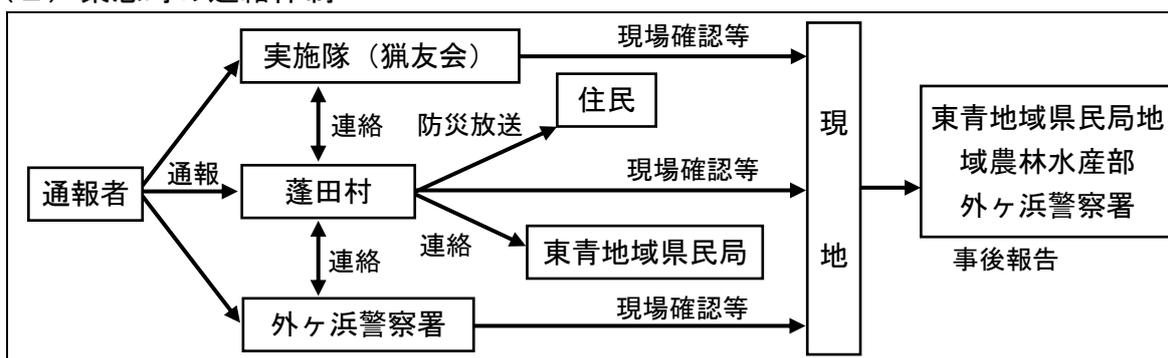
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
蓬田村産業振興課	・ 各関係機関との連絡調整、現地調査、住民への注意喚起の実施

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣捕獲等の許可</li> <li>・鳥獣被害防止対策実施隊への出動要請</li> </ul>
蓬田村鳥獣被害対策実施隊 ( (一社) 青森県猟友会東青支部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見回り、現場確認等</li> <li>・捕獲対応</li> </ul>
外ヶ浜警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場確認等</li> <li>・銃器等の取扱い指導、助言等</li> </ul>
青森県東青地域県民局地域農林水産部 ( 林業振興課、農業普及振興室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村への指導、助言</li> </ul>

## (2) 緊急時の連絡体制



## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正に処理する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、村廃棄物担当課と連携して、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、村鳥獣被害対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣については、協議会の構成員である村等が廃棄物の排出者として適正に処理する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲頭数が少ないため、上記6のとおり適切に処理する。

また、学術研究等に利用できる場合は、研究機関等に提供する。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	蓬田村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
青森農業協同組合蓬田支店	・有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導
津軽広域農業共済組合	・被害農家からの情報提供等

各地区農家代表	・被害農家等からの被害状況及び目撃情報提供等
(一社)青森県猟友会東青支部 蓬田村猟友会	・有害鳥獣関連情報の提供 ・有害鳥獣の捕獲(銃による捕獲と空砲による追い払いを含む)の実践等
鳥獣保護管理員	・鳥獣の生態や生息状況等の助言等
東青地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室	・本協議会への指導・助言等
蓬田村鳥獣被害対策実施隊	・有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施
蓬田村産業振興課	・事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整 ・農家の経営状況や農業施策の情報提供など

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
森林組合あおもり	森林被害の情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

村長が指示する対象鳥獣の捕獲等に積極的に取り組むことが見込まれる者として、(一社)青森県猟友会東青支部蓬田村猟友会と村職員等から蓬田村鳥獣被害対策実施隊員を任命し、事務局を村産業振興課に設置し迅速な対応にあたる。

実施隊が行う被害防止施策としてはわな等による捕獲等を実施する。

なお、本実施隊員は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第7項に定めのある対象鳥獣捕獲員として位置づける。平成25年5月設置。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

対策協議会と各地域の情報交換が的確に行われるよう、関係機関を含め連携を図る体制づくりを推進する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--